

ソフトウェア使用許諾規定

第1条【使用許諾】

株式会社横浜銀行（以下「当行」といいます）は、本ソフトウェア使用許諾規定とともに提供するソフトウェア(プログラム・データおよびマニュアル等を含む)(以下これらを総称して「本ソフトウェア等」といいます)を下記条項に基づき、本ソフトウェア等を利用する者(以下「利用者」といいます)が非独占的に使用することを許諾します。

第2条【ソフトウェア名】

当行が使用許諾するソフトウェアは、「〈はまぎん〉マルチウェブ」（株式会社オービックビジネスコンサルタントが提供する OFFICE BANK シリーズ）または「〈はまぎん〉マルチウェブ資金集中」とします。

第3条【使用権】

(1) 範囲

利用者は、本ソフトウェア等をいずれか1台のコンピュータで使用することができ、複数台で使用することはできないこととします。

(2) 対価および対価の支払期限・支払方法

使用権の許諾の対価として、利用者は当行に対し当行所定の使用許諾料を支払うこととします。

対価の支払いは、当行における利用者名義の預金口座から自動振替により契約日の属する月の翌月20日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に引き落とす方法、もしくは当行所定の方法により支払うこととします。利用者はあらかじめ当行所定の自動振替依頼書を当行に提出するものとします。

第4条【複製】

利用者は、本ソフトウェアのプログラムに関する複製ができないこととします。

第5条【譲渡・転貸等】

利用者は本ソフトウェア等を第三者に売却・譲渡・貸与できないこととします。また、利用者以外の第三者に使用させることもできないこととします。

第6条【解析・改変等】

(1) 利用者は本ソフトウェア等を解析・改変することはできないこととします。

(2) 利用者が本ソフトウェア等の改変をおこなった場合には、当行はその後の稼働は保証しません。また、利用者による解析・改変の結果生じた欠陥、損害について、当行はいっさい責任を負いません。

第7条【システム維持】

利用者は本ソフトウェア等の利用にあたっては、当行が別途定める「システム維持規定」を承諾することとします。

第8条【免責】

本ソフトウェア等の使用にともない利用者に生じた損害、および第三者からの利用者に対する損害賠償請求については、当行はその責任を負いません。

第9条【解除】

次の場合は、当行は利用者の同意を得ずに本ソフトウェア等の使用許諾の全部または一部を解除できることとします。

(1) 利用者が「〈はまぎん〉MultiBank-Web」「〈はまぎん〉パソコンサービス」を利用しなくなったとき

- (2) 利用者が本規定に違反したとき
- (3) 利用者が使用許諾を受けた後2か月を経過しても当行所定の使用許諾料を支払わないとき
- (4) 利用者への使用許諾を継続することにより回復することができない損害が発生すると当行が判断したとき

第10条【本規定の変更】

本規定を変更する場合は次により取り扱います。

- (1) 本規定を変更する場合は、事前に当行のウェブサイトに変更する旨と変更後の規定を掲載します。
- (2) 当行は、本規定を変更した日（以下「変更日」といいます）以降は、変更後の規定により本ソフトウェア等の使用を許諾します。変更日以降に利用者が本ソフトウェア等を利用した場合、当行は変更後の本規定が異議なく承諾されたものとみなします。

第11条【損害賠償】

利用者が第4条、第5条の定め反して、複製・売却・譲渡・貸与または第三者に使用させた(以下「複製等」という)場合は、利用者は当行に対し、「当行所定の使用許諾料の2倍相当額に複製等した本ソフトウェア等の数を乗じた金額」または「当行に生じた実際の損害額」のいずれか大きい方の金額を当行に支払うこととします。

第12条【協議事項】

本規定各条項の解釈について疑義が生じた場合、または本規定に定めがない事項については、当事者間で協議のうえ決定することとします。

第13条【管轄裁判所】

本規定に関して紛争が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

以上